(4)　精神病棟入院基本料の注2に規定する厚生労働大臣が定める場合

当該保険医療機関が、過去一年間において、一般病棟入院基本料の注2ただし書に規定する月平均夜勤時間超過減算若しくは一般病棟入院基本料の注13に規定する夜勤時間特別入院基本料、療養病棟入院基本料の注2ただし書に規定する月平均夜勤時間超過減算若しくは療養病棟入院基本料の注12に規定する夜勤時間特別入院基本料、結核病棟入院基本料の注2ただし書に規定する月平均夜勤時間超過減算若しくは結核病棟入院基本料の注6に規定する夜勤時間特別入院基本料、精神病棟入院基本料の注2ただし書に規定する月平均夜勤時間超過減算若しくは精神病棟入院基本料の注9に規定する夜勤時間特別入院基本料又は障害者施設等入院基本料の注2に規定する月平均夜勤時間超過減算を算定したことのある保険医療機関である場合

(5)　精神病棟入院基本料の注4に規定する重度認知症加算の施設基準

イ　当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二十五又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であることとする。

ロ　重度認知症の状態にあり、日常生活を送る上で介助が必要な状態であること。

(6)　精神保健福祉士配置加算の施設基準

イ　当該病棟に専従の精神保健福祉士が一名以上配置されていること。

ロ　入院患者の退院が着実に進められている保険医療機関であること。

五　特定機能病院入院基本料の施設基準等

(1)　特定機能病院入院基本料の注1に規定する入院基本料の施設基準

イ　一般病棟

①　七対一入院基本料の施設基準

1　当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が七又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であることとする。

2　当該病棟において、看護職員の最小必要数の七割以上が看護師であること。

3　当該病棟の入院患者の平均在院日数が二十六日以内であること。

4　一般病棟用の重症度、医療・看護必要度の基準を満たす患者を二割五分以上入院させる病棟であること。

5　当該病棟を退院する患者に占める、自宅等に退院するものの割合が八割以上であること。

6　データ提出加算に係る届出を行った保険医療機関であること。

②　十対一入院基本料の施設基準

1　当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であることとする。

2　当該病棟において、看護職員の最小必要数の七割以上が看護師であること。

3　当該病棟の入院患者の平均在院日数が二十八日以内であること。

4　当該病棟に入院している患者の一般病棟用の重症度、医療・看護必要度について継続的に測定を行い、その結果に基づき評価を行っていること。

5　二百床以上の病院にあっては、データ提出加算に係る届出を行った保険医療機関であること。

ロ　結核病棟

①　七対一入院基本料の施設基準

1　当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が七又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であることとする。

2　当該病棟において、看護職員の最小必要数の七割以上が看護師であること。

3　当該病棟に入院している患者の一般病棟用の重症度、医療・看護必要度について継続的に測定を行い、その結果に基づき評価を行っていること。

4　当該病棟において、患者の適切な服薬を確保するために必要な体制が整備されていること。

②　十対一入院基本料の施設基準

1　当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であることとする。

2　当該病棟において、看護職員の最小必要数の七割以上が看護師であること。

3　当該病棟において、患者の適切な服薬を確保するために必要な体制が整備されていること。

③　十三対一入院基本料の施設基準

1　当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十三又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であることとする。

2　当該病棟において、看護職員の最小必要数の七割以上が看護師であること。

3　当該病棟において、患者の適切な服薬を確保するために必要な体制が整備されていること。

④　十五対一入院基本料の施設基準

1　当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十五又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であることとする。

2　当該病棟において、看護職員の最小必要数の七割以上が看護師であること。

3　当該病棟において、患者の適切な服薬を確保するために必要な体制が整備されていること。

ハ　精神病棟

①　七対一入院基本料の施設基準

1　当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が七又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であることとする。